

## 「横浜未来の文化ビジョン策定支援等業務委託」提案書評価基準

### 1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

### 2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合せて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は126点とします。

### 3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

### 4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取り扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員会の評価点は無効とします。

### 5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評価はA=5点、B=3点、C=0点とし、各項目の掛率を乗じた点数とします。

【例：掛率が2の場合】

評価がAであれば評価点は  $5 \text{点} \times 2 = 10 \text{点}$

評価がBであれば評価点は  $3 \text{点} \times 2 = 6 \text{点}$

評価がCであれば評価点は  $0 \text{点} \times 2 = 0 \text{点}$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員1人あたりの評価項目（加算項目を除く）の合計点の60%を基準点とします。採点の結果、1人でも基準点に達しない場合は不適格とします。



【表】 プロポーザル評価表

| 評価項目               | 評価の視点                                              | 評価                             |                      |                       | 採点 |    |     |      |
|--------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------|-----------------------|----|----|-----|------|
|                    |                                                    | A (5点)                         | B (3点)               | C (0点)                | 評価 | 掛率 | 評価点 | 配点   |
| 1 法人の概要            | 法人の経営状況、活動実績はどうか                                   | 優れている                          | 十分である                | 劣っている                 |    | ×2 |     | 10点  |
| 2 本事業と同種・類似業務の取組実績 | 提案者における本業務と同種・類似業務の実績                              | 同種業務で3件以上の実績がある                | 同種業務で1件から2件の実績がある    |                       |    | ×2 |     | 10点  |
| 3 業務実施体制           | 業務実施体制は適切で、必要な人員が配置できているか                          | 事業実現性が十分確保されている                | 事業実現性が確保されている        | 事業実現性が確保されていない        |    | ×2 |     | 10点  |
|                    | 配置予定者について、十分な業務経験等を有しているか                          | 管理責任者を含め十分な経験等を有したものが複数配置されている | 十分な経験等を有したものが配置されている | 十分な経験等を有したものが配置されていない |    | ×2 |     | 10点  |
| 4 提案内容             | ①文化芸術にかかるデータ収集について、次期計画策定につながる具体性のある調査項目の提案がされているか | 非常によく理解している                    | 理解している               | 理解が不十分である             |    | ×2 |     | 10点  |
|                    | ②モニター調査について、次期計画策定につながる具体性のある調査項目の提案がされているか        | 非常に効果的な提案となっている                | 効果的な提案となっている         | 効果的な提案とはいえない          |    | ×2 |     | 10点  |
|                    | ③調査を効果的な調査とするための分析方法等が提案されているか                     | 非常に効果的な提案となっている                | 効果的な提案となっている         | 効果的な提案とはいえない          |    | ×2 |     | 10点  |
|                    | ④ラウンドテーブルの運営等について効果的な提案になっているか                     | 非常に効果的な提案となっている                | 効果的な提案となっている         | 効果的な提案とはいえない          |    | ×2 |     | 10点  |
|                    | ⑤次期計画について、具体的かつ新たな視点が盛り込まれた提案となっているか               | 非常に優れた提案となっている                 | 優れた提案となっている          | 優れた提案とはいえない           |    | ×3 |     | 15点  |
|                    | ⑥提案内容全体として、事業の実現性が確保されているか                         | 事業実現性が十分確保されている                | 事業実現性が確保されている        | 事業実現性が確保されていない        |    | ×2 |     | 10点  |
| 5 作業スケジュール         | 具体的な作業スケジュールが想定されており、適切な業務が遂行できるか                  | 事業実現性が十分確保されている                | 事業実現性が確保されている        | 事業実現性が確保されていない        |    | ×3 |     | 15点  |
| 小 計                |                                                    |                                |                      |                       |    |    |     | 120点 |

| 6 加算項目              |                                                                                      | 配点 | 倍率  | 評価点 | 配点   |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|-----|------|
| ワーク・ライフ・バランス等に関する取組 | 次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）                                     | 1  | × 1 |     | 1点   |
|                     | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める一般事業主行動計画の策定。（従業員101人未満の場合のみ加算）                            | 1  | × 1 |     | 1点   |
|                     | 次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得。 | 1  | × 1 |     | 1点   |
|                     | 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得                                                      | 1  | × 1 |     | 1点   |
|                     | 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.5%の達成（従業員43.5人以上、又は障害者を1人以上雇用している。（従業員 43.5 人未満のみ加算））            | 1  | × 1 |     | 1点   |
|                     | 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証                      | 1  | × 1 |     | 1点   |
| 小計                  |                                                                                      |    |     |     | 6点   |
| 合計                  |                                                                                      |    |     |     | 126点 |